

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

本方針でめざす児童像
相手の立場を考え、人の気持ちを思いやり、互いに認め合う子ども

いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・全職員が「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」「子どもを加害者にも被害者にも傍観者にもしない」という認識で全児童への指導に当たる。
- ・道徳の時間を中心に、全ての教育活動を通じて心の教育及び体験活動等の充実を図り、誰もが安心して生活でできる学校づくりを目指す。
- ・保護者や地域、関係機関と連携し、情報の共有化や一貫した指導を図り、善悪の判断ができる児童の育成を目指す。

保護者との連携

- ・協学会や学校・学級だより等を通じて、いじめの兆候に関する情報を適切に提供する。
- ・いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童と保護者に対する支援やいじめを行った児童と保護者に対する助言を行う。

いじめ対策委員会

- ・いじめの防止等に関する措置を全職員が一致協力し、実行的に行うため、その中核となる組織として設置。
- ・校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、担任 必要に応じてSC等が参加する。
- ・関係機関との連携の窓口とする。

関係機関等との連携

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ・事例によっては、警察、少年センター等と連携する。

	学校（教職員・児童生徒）の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる、できる喜びを味わえる授業を実践し、児童の自己有用感を高める。 ・基本的な生活習慣を身につけさせる。 ・めざす児童像に向け学校行事・学級活動・道徳指及び情報モラルの指導を充実させる。 ・異学年集団での活動、奉仕体験活動に積極的に取り組ませる。 ・小中連絡会などで情報交換を密にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を傷つけることの愚かさを日頃から子どもに伝える。 ・携帯電話やインターネットを使う際のルールを決める。 ・地域行事等に積極的に参加することを通して、集団（家庭や地域社会）の一員としての自覚や自信を育てる。
②いじめの早期発見について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童と向き合い、様子に心を配って観察し、気になる場合は速やかに教育相談を行う。 ・なかよしアンケートを定期的実施し、気になる児童の継続観察や個人面談を行う。 ・ふれあい給食（おしゃべりルーム）の運用。 ・校内支援委員会における問題の共有と解決策の話し合い。 ・各種記録（子ども理解支援シート、個人観察記録等）の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・服装の汚れや乱れ、持ち物が無くなっていないかなど観察する。 ・悩みは何でも相談できるような雰囲気や普段からつくっておく。 ・登下校中の児童の様子を観察し気になることがあったら学校へ連絡する。
③いじめに対する措置について	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・つらく苦しい気持ちに共感し「いじめから全力で守ることを約束する。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
	観衆（同調者）・傍観者（無関心者）	<ul style="list-style-type: none"> ・同調したり、傍観したりすることはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ・言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さを理解させる。
④その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価において、いじめ問題への取組等について評価を行うとともに、その結果を学校支援会議等に報告する。 	